

別表第1（第4条関係）

【DX推進関係】

区分	対象者	補助対象経費	補助上限額	補助率
単独型	小規模事業者 （車両保有台数 50両以下の事業者）	適正な運賃の收受や運送・荷役等の効率化等に必要な次の(1)から(3)までに該当するシステム導入に要する経費（システム導入費及び導入関連費）（※1、※2）。	1,000千円 ／事業者	1/3以内 （※3）
複数者連携型（※5）	事業者 ただし、小規模事業者以外の事業者については、小規模事業者と連携して支援対象事業を行う者に限る。	(1) 原価管理、労務管理、運行別の売上・粗利分析など、運送業務に係るデータを可視化して荷主等との交渉や経営改善を行うために必要なシステム導入 (2) 実運送体制管理簿の作成に必要な情報（「請負階層」など）を適切に集計・管理する下請構造の可視化に必要なシステム導入 (3) 協力会社と連携した輸送網の集約、配送の共同化など、輸配送の効率化に必要なシステム導入	3,000千円 ／事業者	1/2、2/3 以内 （※3、※4）

※1 システム導入費とは、専ら支援対象事業に使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入、構築又は利用に要する経費をいう。デジタル式運行記録計やサーバーなどのハードウェアについては、専ら支援対象事業に使用される場合に限って対象とする。

※2 導入関連費とは、導入に係る初期設定、運用・保守サポートに要する費用、クラウドサービス利用に付帯する経費（ルーター使用料・プロバイダ契約料・通信料等。なお当年度分に限る。）など、システム導入に伴う付随的経費をいう。

※3 補助額は、補助対象経費に補助率を乗じた額とし、千円未満の端数は切り捨てる。なお、支援対象に関して、国、団体（協会を除く。）又は個人からの寄付金、負担金、補助金、助成金、支援金及びそれらに類する収入等がある場合は、支援金から当該収入等の額を控除する。

※4 複数者連携型の補助率は、小規模事業者は2/3以内、それ以外の事業者は1/2以内とする。

※5 グループ構成員の連帯責任については以下のとおりとする。

- ・複数者連携型の申請にあたっては、グループ構成員は申請した事業全体の実施及び結果について連帯して責任を負う。
- ・構成員のうち1者分でも申請内容に不備がある場合、交付決定は行われない。
- ・事業完了後の翌年度以降についても、取得財産等の管理や支援金の返還が必要となった場合等は複数者連携型の構成員内で相互に責任を負うことになる。

別表第2（第4条関係）

【人材確保に向けた環境整備関係】

補助対象経費	補助上限額	補助率
ア 女性ドライバーの働きやすさにつながる施設・設備の整備等の職場環境整備に要する経費（※1）	3,000千円／事業者	2/3以内 （※3）
イ 暑熱・寒冷対策を目的とした設備導入等の職場環境整備に要する経費（※2）	500千円／事業者	

※1 助成対象となる設備等は、女性用トイレや女性用更衣室等、原則女性専用で使用するものとする。

※2 助成対象となる設備等は、電動ファン付き作業着、ヒーター付き作業着、スポットクーラー等、暑熱・寒冷対策に資する単価が千円（税抜）以上のものとする。

※3 補助額は、補助対象経費に補助率を乗じた額とし、千円未満の端数は切り捨てる。

別表第3（第4条関係）

【エコタイヤ等の導入関係】

補助対象経費	補助上限額	補助率
エコタイヤ又は再生タイヤの導入に要する経費（※1、※2）	400千円／事業者  ただし、車両保有台数51両以上の事業者は、600千円／事業者	2/3以内 （※3）

※1 霊柩車に装着することを目的として導入する場合は、協会の「広島県エコタイヤ導入促進助成金交付要綱の別表（助成対象商品一覧）」に掲載されていないエコタイヤ等を対象とすることができる場合があるので、事前に支援金センターに問い合わせること。

※2 令和8年度に協会の「広島県エコタイヤ導入促進助成金」の対象となった事業者については、支援対象としない。

※3 補助額は、補助対象経費に補助率を乗じた額とし、千円未満の端数は切り捨てる。

別表第4（第6条関係）

対象事業	添付書類	備考
<p>【DX推進関係】 第3条第1項 (1)</p>	<p>① トラック運送事業者の人手不足・物価高騰対策支援金交付申請書兼誓約書(別記様式第1号)</p> <p>② 第2条に規定する運送事業の許可書の写</p> <p>③ 広島運輸支局で受理された、一般貨物自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更事前届出書の写(複数者連携型の場合は、グループ構成員すべての同届出書の写)</p> <p>④ 協会が発行したDX推進セミナー参加証明書の写(なお、協会が別に指定するDX推進に係る事業に参加した場合を除く。)</p> <p>⑤ システム導入計画書(別紙1)</p> <p>⑥ システム導入内訳書(別紙2)</p> <p>⑦ システム導入証明書(別紙3)</p> <p>⑧ 車載器を導入した場合は、車載器取付車両に係る、出力された自動車検査証記録事項の写(事業用に限る)。(移転登録している場合は、自動車検査証記録事項の写も添付すること。)</p> <p>⑨ 納品書又は請求書の写(必ず、商品名、型式、数量、単価、金額、年月日、車載器の場合は車両の登録番号が記載されたもの)</p> <p>⑩ 領収証の写(振込金受取書等でも可)なお、リースの場合はリース契約書の写、割賦の場合は割賦契約書及び物件受領書等の写を添付すること。(転リース、転割賦の場合は、中間会社の契約書の写を添付すること。)</p> <p>⑪ 預金通帳口座名義記載ページの写(振込先確認のため、金融機関の支店名が記載されたページも必要。ネットバンキングで通帳がない場合は、振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面の画像を提出すること。)</p>	<p>(注1) 手形(自振手形に限る)による導入の場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明(当座勘定照合等)を添付すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による導入は支援対象とならない。</p> <p>(注2) 提出書類によってシステム導入価格が確認できない場合は、申請の受付はできない。</p> <p>(注3) システムをリースや割賦で導入した場合で、リース契約書の写、割賦の場合は割賦契約書及び物件受領書等の写に、商品名、型式、数量、単価、金額、年月日、車載器の場合は車両の登録番号が記載されていない場合は、それらが記載された任意様式の納品書を添付すること。</p>
<p>【人材確保に向けた環境整備関係】 第3条第1項 (2) ア</p>	<p>① トラック運送事業者の人手不足・物価高騰対策支援金交付申請書兼誓約書(別記様式第1号)</p> <p>② 第2条に規定する運送事業の許可書の写</p> <p>③ 女性ドライバーの働きやすさにつながる施設・設備等の整備報告書(別紙4)</p> <p>④ 女性ドライバーの働きやすさにつながる施設・設備等の経費内訳書(別紙5)</p>	<p>(注1) 別紙4に記載された事業の目的が、女性ドライバーの働きやすさにつながると認められない場合は、申請の受付はできない。</p> <p>(注2) 手形(自振手形に限る)による場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明(当座勘定照合</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 施設・設備等の事業実施前後の状況が分かるカラー画像各1枚以上</li> <li>⑥ 領収証の写（振込金受取書等でも可）</li> <li>⑦ 預金通帳口座名義記載ページの写（振込先確認のため、金融機関の支店名が記載されたページも必要。ネットバンキングで通帳がない場合は、振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面の画像を提出すること。）</li> </ul>	<p>等)を添付すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による導入は支援対象とならない。</p> <p>(注3) 「トラック運送事業者の人手不足・物価高騰対策支援金センター」による現地確認を実施する場合がある。</p>
<p>【人材確保に向けた環境整備関係】</p> <p>第3条第1項 (2) イ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① トラック運送事業者の人手不足・物価高騰対策支援金交付申請書兼誓約書(別記様式第1号)</li> <li>② 第2条に規定する運送事業の許可書の写</li> <li>③ 暑熱・寒冷対策を目的とした設備導入等報告書(別紙6)</li> <li>④ 暑熱・寒冷対策を目的とした設備導入等の経費内訳書(別紙7)</li> <li>⑤ 設備導入等の状況が分かるカラー画像1枚以上</li> <li>⑥ 領収証の写（振込金受取書等でも可）</li> <li>⑦ 預金通帳口座名義記載ページの写（振込先確認のため、金融機関の支店名が記載されたページも必要。ネットバンキングで通帳がない場合は、振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面の画像を提出すること。）</li> </ul>	<p>(注1)別紙6に記載された事業の目的が、暑熱・寒冷対策につながると認められない場合は、申請の受付はできない。</p> <p>(注2)手形(自振手形に限る)による場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明(当座勘定照合等)を添付すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による導入は支援対象とならない。</p> <p>(注3)「トラック運送事業者の人手不足・物価高騰対策支援金センター」による現地確認を実施する場合がある。</p>
<p>【エコタイヤ等の導入関係】</p> <p>第3条第1項 (3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① トラック運送事業者の人手不足・物価高騰対策支援金交付申請書兼誓約書(別記様式第1号)</li> <li>② 第2条に規定する運送事業の許可書の写</li> <li>③ 広島運輸支局で受理された、一般貨物自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更事前届出書の写</li> <li>④ エコタイヤ等導入内訳書(別紙8)</li> <li>⑤ 納品書又は請求書の写(必ず、商品名、型式、数量、単価、金額、年月日が記載されたもの。)</li> <li>⑥ 領収書の写（振込金受取書等でも可）</li> <li>⑦ 預金通帳口座名義記載ページの写(振込先確認のため、金融機関の支店名が記載されたページも必要。ネットバンキングで通帳がない場合は、振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面の画像を提出すること。)</li> </ul>	<p>(注1)手形(自振手形に限る)による場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明(当座勘定照合等)を添付すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による導入は支援対象とならない。</p> <p>(注2)自家用車へ装着する場合は支援対象とならない。</p>